

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年12月7日 23時00分ごろ
発生場所	山口県柳井市柳井港 柳井港西防波堤灯台から真方位009° 80m付近 (概位 北緯33° 57.1′ 東経132° 08.1′)
事故の概要	砂利石材運搬船ニューたいこうは、出航中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年12月14日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利石材運搬船 ニューたいこう、199トン
船舶番号、船舶所有者等	134096、広田海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、四級（機関）、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船尾部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約180cm（大 おお ぼたけ 畠）
事故の経過	本船は、船長及び機関長ほか1人が乗り組み、GPSプロッターを 作動させ、出航中、船橋当直についていた機関長が左舷船首方に見た 紅色の閃光 ^{せん} を柳井港新東防波堤西灯台の灯光と思い、航行を続けた。 本船は、機関長が、昇橋した船長から針路の誤りを指摘され、別の 防波堤の東端付近に向けて南進していることに気付き、左舵一杯とす るとともに、船長が主機操縦レバーを全速力後進に操作したものの、 裸島 ^{はだか} 北方の浅所に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約1.00m、船尾約3.16mであった。
分析	本船は、出航中、機関長が、船位の確認を適切に行わずに南進した ことから、別の灯台の灯光を柳井港新東防波堤西灯台の灯光と誤認し ていることに気付くのが遅れ、裸島北方の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、出航中、機関長が、船位の確認を適切に 行わずに南進したため、別の灯台の灯光を柳井港新東防波堤西灯台の 灯光と誤認していることに気付くのが遅れ、裸島北方の浅所に乗り揚 げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。 ・当直中は、GPSプロッター等で船位の確認を適切に行うこと。

	・ 針路目標とする灯光の灯質を正しく把握すること。
--	---------------------------